呉市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

スポーツ振興課

（要旨）

第１条　この要綱は，呉市教育委員会（以下「委員会」という。）において貸出用に配置した自動体外式除細動器（以下「貸出用ＡＥＤ」という。）の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。

（貸出しの範囲）

第２条　貸出用ＡＥＤは，市民の体育・スポーツ活動等の公益を目的とする活動を行っている団体又はその他委員会が必要と認めた者に貸出すことができる。

（貸出しの条件）

第３条　借受者は,次のいずれかに該当する使用責任者を設置しなければならない。

(1) 医師等の医療従事者

(2) 消防署その他による，自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用した救命講習等を修了している者

（貸出しの期間）

第４条　貸出用ＡＥＤの貸出期間は，貸出日及び返却日を含め５日以内とする。ただし，委員会が特別な事由があると認める場合は，この限りではない。

（使用料）

第５条　貸出用ＡＥＤの使用料は，無料とする。

２　貸出期間中における貸出用ＡＥＤの運搬及び維持管理に要する経費は，借受者の負担とする。ただし，貸出期間中，貸出用ＡＥＤを傷病者に対して使用した場合の，使い捨てパドルの更新は，貸出用ＡＥＤ返却後，速やかに委員会の責任及び負担において行う。

（貸出しの申請）

第６条　借受者は，自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書（様式第１号）を委員会に提出しなければならない。

（貸出しの許可）

第７条　委員会は，管理上支障がないと認めたときは，貸出しを許可するものとする。

（許可の要件）

第８条　借受者は，貸出しについて係員の指示に従わなければならない。

（許可の取消し）

第９条　委員会は，管理上支障があると認められるときは，貸出許可を取り消すことができる。

（借受者の責務）

第１０条　借受者は貸出用ＡＥＤを返還するまでの間において，適切な管理をするほか，貸出用ＡＥＤの使用にあたっては，次の各号に揚げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出用ＡＥＤを使用するときは，取扱説明書によって適切に使用すること。

(2) 貸出用ＡＥＤを処分したり，目的外に使用しないこと。

(3) 貸出用ＡＥＤを転貸し，又はその権利を譲渡しないこと。

（実績報告書の提出）

第１１条　借受者は，貸出用ＡＥＤを使用した場合，その使用状況を記した自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用実績報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（損害の賠償）

第１２条　委員会は，借受者が，故意又は過失により貸出用ＡＥＤを亡失し，又は破損させた場合は，現品又は委員会が相当と認める金額をもって，賠償させることができる。

（損害賠償責任）

第１３条　委員会は，借受者が誤った貸出用ＡＥＤの使用により生じた事故に対しては，一切の責任を負わない。

付　則

この要綱は，平成２０年６月２５日から実施する。

様式第１号（第６条関係）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書

平成　　年　　月　　日

呉市教育委員会殿

申請者
団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話（　　）　　－

使用する施設名	
使　用　目　的 （大会名等）	参加予定人数　　人
使　用　日　時 （大会等の開催日時）	月　　日　　時　～　　月　　日　　時
貸　出　期　間	月　　日　～　　月　　日
AED 使用責任者	住所 氏名　　資格
備　　考	

様式第２号（第１１条関係）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用実績報告書

平成　　年　　月　　日

呉市教育委員会殿

借受者
団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使　用　日　時　等	平成　　年　　月　　日　　時　　分（頃） 天気　　気温
使　用　者　氏　名	住所 氏名　　連絡先 資格
使用を受けた者の氏名等	住所 氏名　　性別 連絡先 生年月日　　年　　月　　日生　　歳
使用状況及び使用場所	
備　　考	